

笛吹市都市計画審議会運営規程第 11 条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1 開催日時 平成 27 年 11 月 30 日（月）13：30～14：30

2 会 場 笛吹市役所本館 302 会議室

3 出席委員の氏名（敬称略）

◇都市計画審議委員

池田聖仁、若杉成剛、海野利比古、保坂利定、田中英光、山下政樹、細川 淳、  
小野光明

◇事務局

〈まちづくり整備課〉

雨宮課長、堀内副主幹、岩澤主査、天野主事

◇欠席委員 赤岡勝廣、佐野正秀、大山 勲

◇傍聴者 0 名

4 次第及び議事

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事

議事録署名委員の指名 田中委員、細川委員

4 審議事項

○ 笛吹市景観計画の変更について

（太陽光発電施設の位置づけ・景観形成基準見直し）

5 その他

6 閉 会

5 議 事 録 別紙会議録による

## 1. 開会

(事務局)

- ・ただ今より平成 27 年度 第 1 回 笛吹市都市計画審議会を開催する。

### ●開催に先立ち、互礼。

・本日は、委員 11 名のうち 8 名の出席をいただいている。よって笛吹市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定されている過半数の出席要件を満たしているので、本会が成立したことを報告させていただく。

- ・赤岡委員、佐野委員、大山委員は「所用のため欠席」であるのでご了承いただきたい。

### ●本審議会の担当職員の紹介。

## 2. 会長あいさつ（省略）

### ●配布資料の確認。

### 3. 議事

(事務局 兩宮課長)

- ・ 笛吹市都市計画審議会規定第 3 条第 2 項の規定により、会長が議長となり、議事の進行をしていただく。池田会長に議長をお願いしたい。

#### ●池田会長了解

(会長)

- ・ 笛吹市都市計画審議会運営規程第 11 条第 2 項に基づき、議事録署名委員の指名を行う。田中委員、細川委員に議事録署名委員をお願いしたい。

#### ●委員賛同

### 4. 審議事項

#### ●笛吹市景観計画の変更について（説明：事務局）省略

- ・ 太陽光発電施設の位置づけ
- ・ 景観形成基準の見直しについて

(会長)

- ・ 笛吹市景観計画の変更について、事務局より説明があった。
- ・ 委員の皆さんから意見、質問等があればお願いしたい。

(委員)

- ・ 景観形成マニュアルに植栽を行う等とあるが、これは義務付けとなるのか。

(事務局)

- ・ 届出行為となるが、自然エネルギーの推進等もあるためあまり厳しくはできない。場所等にもよるが景観上できるだけ目立たないようにしていただく。事業者にはホームページ等で周知し、また届出の際には説明を行い、太陽光発電施設ができる限り目立たないように指導していく。

(委員)

- ・ これは条例改正となるのか。

(事務局)

- ・ 条例の中に「太陽光発電施設設置行為に対する景観形成マニュアル」を入れ込み、対応していく。

(委員)

- ・ 太陽光施設の高さの基準はどうするのか。

(事務局)

- ・ 高さについては今のところ基準はなくできる限り低くしていただく。太陽光は設置する場所の形状や勾配により、概ねパネルの設置角度が決まっている。屋根つき駐車場に設置する場合は高いタイプも見受けられるが、一般的にはあまり高いタイプはないため、できる限り

低くしていただき周囲への影響を抑えていただく。

(委員)

・周辺に樹園地がある場所に太陽光パネルを設置する場合は、太陽光パネルに消毒が飛散するなどの問題が考えられるため、耕作者へ十分説明するとともに農作業を考慮し、事前に必要な措置を施していただきたい。

また、この内容を明文化しマニュアルに加えていただきたい。

(事務局)

・マニュアルの太陽光発電施設行為の制限及び推奨の内容に「周辺に樹園地がある場所に太陽光パネルを設置する場合は、農作業を理解し事前に必要な措置を講ずる等の一文を加える。

(委員)

・届出対象に太陽光設置パネル面積の合計が 10 m<sup>2</sup>を超えるものとあるが、パネル面積は水平投影でみるのか。あるいは斜めになるのか。

また、住宅の屋根の上につける太陽光パネルも対象となるのか。他市町村では建物は除いているところが多い。

(事務局)

・パネルの面積については他市町村と同様に水平投影面積となる。住宅の太陽光については、「高さ 13m 又は床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超える建築物」とした上で届出対象としているため一般住宅は対象にならない。

また、地上に設置する太陽光については、分譲式での申請も考えられるため、こちらも同じ規模の届出対象としたい。

条例の改正については各景観形成地域の「届出の必要な行為の概要」の部分となる。景観形成基準については条例では基準に従うとあるので改正の必要はない。

なお、運用開始については平成 28 年 4 月 1 日としたい。

(委員)

・太陽光の設置位置について、「自然景観及び農業景観の保全のため、山林及び農地への設置はなるべく避けるようにする」とあり、なるべくということだがどこまでを想定しているのか。

(事務局)

・事業者等に対し条例による届出行為や設置マニュアルを知らしめることで、景観に配慮した場所の選定を検討していただくことを想定している。

(委員)

・農地に設置する場合は農地転用があるため、農業委員会と協議することを記載した方が良いのではないか。

(委員)

・文言はよく農業委員会と相談していただき、もう少し具体的な内容にした方が良い。

(会長)

・農地に設置する場合の意見あるが、農業委員会と協議しマニュアル案を修正する形でよろしいか。

(事務局)

・修正案を検討させていただく。

(委員)

・マニュアルの推奨する配置図は敷地に対して半分しか設置できないようになっているが、これでは採算が取れないのではないか。

(事務局)

・道路に面して設置する場合に、植栽とフェンスによりなるべく道路から見えなくしていただく例である。

(委員)

・景観というものは多分に主観があるため、マニュアルを作るには農業委員会の意見を踏まえた方が良い。

(委員)

・このマニュアルは市の方針を定めているものであり、条例ではないので規制はできない。「なるべく」がいいのかわからないが、景観や農振の観点からもう少し具体的に記載した方が良い。

(委員)

・柔らかい文章なので文句は出ないと思うが、具体的に示しておかないと事業者が言うことを聞いてくれないと思う。

(事務局)

・先日、県が太陽光発電施設適正導入ガイドラインを策定した。防災、景観、環境等の観点から立地が望ましくない地域は避けるべきとあり、笛吹市も数箇所が指定されている。

また、地域に受け入れられる施設として市町村への事前相談や地域住民との合意形成は当然ながらやっていただくことになっているが、規制については緩く、あまり踏み込んだ内容にはなっていない。

今後、市では条例により対象となるものは必ず届出をしていただくが、ご指摘いただいた農地の関係については担当部署と協議してマニュアルに盛り込んでいきたい。

(会長)

・事務局から提案のあった太陽光発電施設設置行為に対する景観形成マニュアル(案)について、委員からいただいた意見を踏まえた内容にし、後日改めて示すことでよろしいか。

また条例に係る部分についてはこの内容でよろしいでしょうか。

(委員)

・それで良い。

(会長)

・景観形成マニュアル(案)について、委員からいただいた意見を踏まえた内容に見直していただくことを前提に当局の原案どおり決定してもよろしいか。

(委員一同)

・異義なし

(会長)

・本審議会の意見として、当局の原案どおり異議ないものとして市長に答申する。

## 5. その他

(会長)

・その他について、事務局から何かあればお願いしたい。

(事務局)

・昨年、都市計画道路の見直しの説明をしたが、現在交通量調査が終了し解析等を行っている。このデータを基に路線の検討を行い、素案ができあがったところで委員の皆さんに報告させていただきたい。

(会長)

・以上で本日の議事は全て終了した。長時間にわたり感謝申し上げます。

## 6. 閉会

(事務局)

・本日の議事録は速やかに作成し、後日改めて議事録署委員である田中委員、細川委員にご署名をいただきたいのでよろしくお願いいたします。

●互礼を交わし、会を終了。

(以上)